○個人情報保護に係る保有個人情報の開示の実施の方法及び手数料に関する規則

（平成17年3月22日平成17年達第9号）

改正 平成18年3月29日平成18年達第45号　平成25年10月31日平成25年規則第151号
平成27年3月25日平成27年規則第167号　平成28年3月30日平成28年規則第116号
令和4年12月23日令和4年規則第191号

（目的）

第1条　この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の保有個人情報の開示の実施の方法並びに保有個人情報の開示に係る手数料及び保有個人情報の写しの送付に要する費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条　この規則において用いる用語であって、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

（保有個人情報の開示の実施の方法）

第3条　次の各号に掲げる文書又は図画等に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものに記録されている保有個人情報を閲覧することとする。

(1)　文書又は図画（次号から第4号まで又は第5項に該当するものを除く。）当該文書又は図画（個人情報保護法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）

(2)　マイクロフィルム　当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列一番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの

(3)　写真フィルム　当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

(4)　スライド（第6項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したもの

2　次の各号に掲げる文書又は図画の個人情報保護法第87条第1項の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1)　文書又は図画（次号から第4号まで又は第5項に該当するものを除く。）次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア　当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1

判若しくは日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ　当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ　当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格 X6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。以下同じ。)又は光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 又は X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

(2)　マイクロフィルム　当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合であっては、A1 判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3)　写真フィルム　当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4)　スライド　当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3　次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報についての個人情報保護法第87条第1項に規定する開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1)　録音テープ(第6項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク　次に掲げる方法

ア　当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ　当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格 C5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。)に複写したものの交付

(2)　ビデオテープ又はビデオディスク　次に掲げる方法

ア　当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ　当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本産業規格 C5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

(3)　電磁的記録(前二号又は第5項に該当するものを除く。)次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア　当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ　当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ウ　当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)

エ　当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ　当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

4　電磁的記録の種別又は量により、前項各号の方法により開示することが困難である場合の当該電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法は、情報公開に係る法人文書の開示の実施の方法及び手数料に関する規則(平成15年達第91号)第3条第4項を準用してそのつど定める。

5　映画フィルムに記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1)　当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2)　当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

6　スライド及び当該スライドの内容に関する音声に記録されている保有個人情報を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1)　当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2)　当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

7　前各項の規定により保有個人情報を開示するに際しては、個人情報保護法第78条各号に定める不開示情報を除いて行わなければならない。

(手数料の額等)

第4条　個人情報保護法第89条第1項の手数料(以下「開示手数料」という。)の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書(以下「法人文書」という。)1件につき300円とする。

2　開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなすことができる。

(1)　一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2)　前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3　開示手数料は、現金又は定額小為替(普通為替)で納付しなければならない。

4　開示手数料は、現金、定額小為替(普通為替)若しくは現金振込後の口座振込書の提出、又は現金、定額小為替(普通為替)若しくは現金振込後の口座振込書の郵送により納付できる。

5　保有個人情報の開示を受ける者は、開示手数料のほか送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合、当該送料は、現金、切手、現金振込後の口座振込書又は定額小為替(普通為替)の郵送により納付できる。

(手数料の減免)

第5条　特定個人情報について法人文書の開示を受けようとする者が経済的困難により開示手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示手数料を減額し、又は免除することができる。

2　前項の規定による開示手数料の減額又は免除を受けようとする者は、開示請求に際し、当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した個人情報保護に係る事務分担及び事務処理規則(平成17年達第8号)に規定する申請書を提出しなければならない。

3　前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

附　則

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成18年3月29日平成18年達第45号)

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成25年10月31日平成25年規則第151号)

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附　則(平成27年3月25日平成27年規則第167号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月30日平成28年規則第116号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(令和4年12月23日令和4年規則第191号)

この規則は、令和5年1月1日から施行する。